

北海道個人情報保護条例の改正について(答申)

平成27年 1月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

○ 答申に当たって

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が制定され、平成28年1月から共通番号制度が運用開始される。個人番号が含まれる特定個人情報的大量に取り扱われることとなり、特定個人情報の漏えいや悪用など道民等の懸念があることから、番号法では、個人情報保護の一般法である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）より厳しく規制しているところである。番号法のうち、書き起こしている規定については、原則として何人に対しても適用されるが、これらの法を読み替えて適用している部分については、地方公共団体には適用されないことから、講じられている措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずる必要があるため、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）の改正について、次のとおり答申する。

なお、条例改正によるその適正運用はもとより、実施機関の職員一人一人が、特定個人情報の取扱いに細心の注意を払い、ひとたび情報漏えい等の事案が発生すれば、現代のネットワークでつながれている高度情報化社会においては、情報が瞬時に拡散し、被害の拡大防止は困難なものとなり、個人のプライバシー侵害や保護すべき権利利益侵害は計り知れないものとなることを肝に銘じ、特定個人情報の取扱いに当たっていただきたいと切に希望するものである。

平成27年 1月27日

北海道情報公開・個人情報保護審査会

会長 尾 崎 英 雄

目 次

1	利用の制限について	1
	(1) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について	1
	(2) 情報提供等記録について	3
2	提供の制限について	4
3	開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者について	6
	(1) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る開示請求等について	6
	(2) 情報提供等記録に係る開示請求等について	7
4	利用停止について	8
	(1) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る利用停止請求が できる場合について	8
	(2) 情報提供等記録に係る利用停止請求について	9
5	開示に係る費用負担の減額・免除について	11
6	その他	12
	(1) 他の法令による開示の実施との調整について	12
	(2) 情報提供等記録の開示又は訂正に係る移送について	12
	(3) 情報提供等記録の訂正に係る通知先について	13

参考

- 1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況
- 2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

1 利用の制限について

(1) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について

特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ限定するのが適当である。

【説明】

番号法の一般法である行政機関個人情報保護法第8条第1項では、利用目的以外の目的のために個人情報を利用することが原則としてできないが、例外として、次の場合に目的外利用ができる旨定められている。

- ①法令に基づく場合(同項)
- ②本人の同意があるとき(同条第2項第1号)
- ③行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき(同項第2号)

これに対し、番号法第29条第1項による読替えによって、行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項は、行政機関については、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用ができる場合は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定した形で定められている。

個人番号に対しては、既存の個人情報保護法令の規制が及ぶものである。しかし、個人番号はそれ以外の個人情報と比し強力な識別機能を有するため、万一個人番号が不正に用いられた場合、プライバシーをはじめとする個人の権利利益を侵害する危険性が高い。この点を踏まえ、番号法では、特定個人情報について、一般法よりもさらに厳格な保護措置を講じることとしている。

番号法第29条第2項による読替えによって、独立行政法人等が保有する特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用ができる場合は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に加えて、独立行政法人等が所得税法第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当する場合があります。番号法第9条第4項の規定に基づく場合(激甚災害時等に、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払いを行うために必要な限度で利用するとき)にも目的外利用ができることとされている。しかし、北海道では、所得税法第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当する事例はないことを確認している。

番号法第29条第3項による読替えによって、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用ができる場合は、独立行政法人等と同様である。

条例第8条では、事務の目的以外に個人情報の利用を原則として禁止しているが、その例外として次の場合を掲げている。

- ①法令等の規定に基づくとき。
- ②本人の同意があるとき。
- ③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- ④実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- ⑤前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

以上の番号法による特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用に関し、講じられている措置の趣旨を踏まえ、条例においても、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ限定するよう規定を改正するのが適当である。

(参考)

条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (5) 他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 (略)

(2) 情報提供等記録について

情報提供等記録の目的外利用は、禁止するのが適当である。

【説明】

番号法第23条は、第19条第7号によって特定個人情報の提供等があったときは、その旨を情報提供ネットワークシステム等に記録・保存することを義務付けている。この記録・保存されているものが、情報提供等記録である。これによって本人は、自己の特定個人情報を、いつ、誰が誰に提供したのかを知ることができるものである。

番号法第30条第1項で、行政機関個人情報保護法第8条第1項から第4項までの情報提供等記録の目的外利用を可能とする規定の適用が排除されていることから、情報提供等記録に関しては、目的外利用について一切認めないこととしている。

これは、情報提供等記録については、目的外の利用がそもそも想定されないことから、目的外利用が一切禁止されているものである。

番号法第30条第2項から第4項までによる読み替えて、総務省、独立行政法人等及び個人情報保護法上の個人情報取扱事業者が保有する情報提供等記録の目的外利用については、行政機関の場合と同様、一切認めないこととしている。

条例上、目的外利用に関しては、条例第8条に規定されており、(1)で見たのと同様である。

以上の番号法による情報提供等記録の目的外利用に関し、講じられている措置の趣旨を踏まえ、条例においても情報提供等記録の目的外利用は、禁止するよう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

行政機関個人情報保護法

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3～4 (略)

2 提供の制限について

特定個人情報を提供できる場合を、番号法第19条に規定された場合と同じくするのが適当である。

なお、電子計算組織を結合する方法による特定個人情報の提供についても、番号法第19条で認められた特定個人情報の提供を可能とするのが適当である。

【説明】

特定個人情報の提供制限は、番号法第19条で書き起こされており、行政機関に対し、同条が直接適用されることから、提供の制限を規定している行政機関個人情報保護法第8条との調整を要することとなる。このため、番号法第29条第1項の規定による読み替えにより、特定個人情報の提供については、行政機関個人情報保護法第8条ではなく、番号法第19条によって規制することとしている。独立行政法人等が保有する特定個人情報の提供についても、前記と同じ扱いである。

また、情報提供等記録の提供については、前記と同じく番号法第19条によって直接規制するため、番号法第30条第1項から第4項までの関係法令の読み替えにより、関係法令の条文において提供の規制を除外し、番号法第19条が直接適用されることとの調整が図られている。

これは、番号法では特定個人情報を提供することができる場合を、番号法上に列挙された場合のみに限定している（第19条）。特定個人情報が不正に提供されると、個人に関する様々な情報が転々流通していき、本人の意図しない方法で利用されたり、不要であるにもかかわらず拡散したりする等、個人のプライバシーその他の権利利益を侵害するおそれが高いためである。

条例第8条では、事務の目的以外に個人情報を当該実施機関以外のものへの提供を原則として禁止しているが、その例外として次の場合を掲げている。

- ①法令等の規定に基づくとき。
- ②本人の同意があるとき。
- ③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ④他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- ⑤前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- ⑥前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

以上の番号法による特定個人情報の提供に関し、関係法令に講じられている措置を踏まえ、条例においても特定個人情報を提供できる場合を、番号法第19条に規定された場合と同じくするよう規定の改正をするのが適当である。

なお、電子計算組織を結合する方法による特定個人情報の提供についても、考え方は前記と同じであり、番号法第19条第7号などで限定列挙された場合は提供が認められるが、それ以外について条例第10条が認めている場合でも、番号法上は認められないといった矛盾や齟齬が生じ

ないように、番号法第19条で認められた特定個人情報の提供を可能とするよう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

条例

（利用及び提供の制限）

第8条 （1の(1)の〈参考〉を参照）

（電子計算組織を結合する方法による提供の制限）

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめその内容について審査会の意見を聴かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供するとき。

3 前項の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者について

(1) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る開示請求等について

特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるのが適当である。

【説明】

開示請求、訂正請求又は利用停止請求について、行政機関個人情報保護法などの一般法においては、本人又はその法定代理人による請求を認めているが、番号法においては、個人番号が個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が不正に流通し、又は取り扱われることへの懸念を払拭するため、これらの権利を容易に実行できるよう、本人又はその法定代理人以外に任意代理人にも請求を認めている。

特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る開示請求について、番号法第29条第1項により、行政機関個人情報保護法第12条第2項を読み替え、任意代理人による開示請求を認めている。

同様に、訂正請求についても番号法第29条第1項により、行政機関個人情報保護法第27条第2項を読み替え、任意代理人による訂正請求を認めている。また、利用停止請求についても番号法第29条第1項により、行政機関個人情報保護法第36条第2項を読み替え、任意代理人による利用停止請求を認めている。

独立行政法人等においても、行政機関と同様、開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者として任意代理人を認めている。

条例上、個人情報に関する開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者は、行政機関個人情報保護法と同様、本人又はその法定代理人としている(第14条第2項、第28条第2項、第35条第2項)。

以上の特定個人情報に係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者の範囲に関する番号法の取扱いを踏まえ、条例においても特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるよう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

条例

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(自己に関する個人情報の訂正の請求)

第28条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 (略)

(自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

- (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき
当該個人情報の提供の停止
- (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去
- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止（同項各号に定める措置をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
- 3 （略）

(2) 情報提供等記録に係る開示請求等について

情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるのが適当である。

【説明】

情報提供等記録に係る開示請求について、番号法第30条第1項により、行政機関個人情報保護法第12条第2項は前記(1)と同じ読み替えを行っており、任意代理人による開示請求を認めている。同様に、訂正請求についても番号法第30条第1項により、行政機関個人情報保護法第27条第2項は前記と同じ読み替えを行っており、任意代理人による訂正請求を認めている。なお、利用停止請求については、4の(2)で見るとおり、情報提供等記録の利用停止請求自体を認めていない。

独立行政法人等においても、行政機関と同様、情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者として任意代理人を認めている。なお、利用停止請求については、前記の行政機関と同様、情報提供等記録の利用停止請求自体を認めていない。

条例上、個人情報に関する開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者は、行政機関個人情報保護法と同様、本人又はその法定代理人としている（第14条第2項、第28条第2項、第35条第2項）。

以上の情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者の範囲に関する番号法の取扱いを踏まえ、条例においても情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるよう規定の改正をするのが適当である。

4 利用停止について

(1) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に係る利用停止請求ができる場合について

条例第7条(収集の制限)の規定に違反して収集されたものであるときに加えて、次のアからウまでの場合に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができるよう、また、次のエの場合に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の提供停止請求ができるようにするのが適当である。

- ア 利用制限に対する違反
- イ 番号法第20条に規定する収集制限・保管制限に対する違反
- ウ 同法第28条に規定するファイル作成制限に対する違反
- エ 同法第19条に規定する提供制限に対する違反

【説明】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、一般法においても個人情報について不適正な取扱いがなされている場合、利用停止請求が認められている(行政機関個人情報保護法第36条、独立行政法人等個人情報保護法第36条及び個人情報保護法第27条)。行政機関が保有する個人情報については、次の事由により、利用停止請求ができる(第36条第1項)。

- ①適法に取得されたものでないとき(第36条第1項第1号)
- ②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が保有されているとき(同号)
- ③第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき(同号)
- ④第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき(同項第2号)

これに対し、番号法では、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について、同法第29条第1項の規定により、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができる場合として、番号法で読み替えられた行政機関個人情報保護法第36条第1項第1号において、前記の①及び②に加えて、番号法による、ア 利用制限に対する違反、イ 収集制限・保管制限に対する違反、ウ ファイル作成制限に対する違反を加えている。また、同項第2号において、番号法第19条の規定による、提供制限に対する違反の場合、提供の停止としている。

これは、特定個人情報についても、一般の個人情報同様、適正な取扱い確保のため利用停止請求が認められるべきであるが、番号法ではそれに加え、番号法に違反する行為のうち特に不適正なものが行われた場合についても、利用停止請求を認めるものとしている。

条例上、個人情報の利用停止の請求については、第35条第1項に規定されている。

以上の特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができる場合として番号法が定めている事由を踏まえ、条例においても、条例第7条(収集の制限)の規定に違反して収集されたものであるときに加えて、次のアからウまでの場合に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができるよう、また、次のエの場合に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の提供停止請求ができるよう規定の改正をするのが適当である。

- ア 利用制限に対する違反
- イ 番号法第20条に規定する収集制限・保管制限に対する違反
- ウ 同法第28条に規定するファイル作成制限に対する違反
- エ 同法第19条に規定する提供制限に対する違反

〈参考〉

条例

(自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去

2～3 (略)

(2) 情報提供等記録に係る利用停止請求について

情報提供等記録について、利用停止請求を認めないようにするのが適当である。

【説明】

番号法第30条第1項では、行政機関が保有する情報提供等記録について、また、同条第2項では、総務省が設置・管理する情報提供ネットワークシステムで保有する情報提供等記録について、行政機関個人情報保護法第4章第3節(利用停止)の規定を適用除外とし、情報提供等記録について利用停止請求を認めない旨を定めている。独立行政法人等及び民間事業者の保有する情報提供等記録についても、同様に利用停止請求を認めない旨を定めている。

これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、「適法に取得されたものでないとき」や「利用制限・提供制限の規定に違反しているとき」というものが想定されないことや、本人の知らないところで不法・不正に提供がなされていないかなどの確認をするためのものであり、情報提供等記録を利用し続ける必要性が高いことから、利用停止請求を認めないものである。

条例上、第2章第4節において個人情報の利用停止に関する規定がある。また、条例第53条の3(指定管理者の特例)において利用停止に関する規定がある。

以上の情報提供等記録に係る利用停止を認めないとする番号法の取扱いを踏まえ、条例においても情報提供等記録について、利用停止請求を認めないよう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

条例

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

(略)

第4節 個人情報の利用停止

(自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき

当該個人情報の提供の停止

- (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去
- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止（同項各号に定める措置をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
- 3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

(略)

第53条の3 指定管理者は、当該指定管理者が公の施設の管理に係る業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が管理しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「指定管理者が管理している文書等」という。）に記録されている個人情報について本人から自己に関する当該個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出があったときはこれに応ずるよう努めるものとする。

2 (略)

3 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の訂正又は利用停止の申出があったときは、指定管理者に対して、必要な調査を行った上で当該申出に対する処理を行うよう求めるものとする。

4 (略)

5 開示に係る費用負担の減額・免除について

特定個人情報の写しの交付に要する費用について、「経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる」ようにするのが適当である。

【説明】

現行の行政機関個人情報保護法等は、開示請求者が実費の範囲内の請求手数料を納めなければならない旨を規定している。しかし、個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。また、特定個人情報は、社会保障・税分野の情報であるため不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。このため、番号法では、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとしている。

また、独立行政法人等においても、行政機関と同様、特定個人情報の開示に係る手数料の減額又は免除をすることができることとしている。

条例上、個人情報の写しの交付に要する費用の負担については、第26条に規定されているが、当該費用を減額し、又は免除する規定は、設けられていない。

以上の特定個人情報の開示に係る費用負担について、番号法が手数料の減額・免除の規定を設けていることを踏まえ、条例においても特定個人情報の写しの交付に要する費用について、「経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる」よう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

条例

(費用の負担)

第26条 前条第1項、第3項又は第4項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

6 その他

(1) 他の法令による開示の実施との調整について

特定個人情報について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めるようにするのが適当である。

【説明】

行政機関個人情報保護法第25条は、他の法令により開示が定められており、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法によるときと同一である場合には、同法に基づく開示を行わないこととしている（独立行政法人等個人情報保護法においても同様）。

これに対し、番号法第29条第1項において、行政機関個人情報保護法第25条を適用除外とし、行政機関に対し、他の法令による開示の実施との重複を認めるよう規定している。独立行政法人等についても同様に規定している。また、番号法第30条の規定においても、情報提供等記録について他の法令による開示の実施との重複を認めている。

これは、番号制度において、マイ・ポータルの新設により、個人は、自分の特定個人情報を簡単に確認できる仕組みを構築することとしており、他の法令によりITシステム（電子情報処理組織）を使用して開示が実施される場合であっても、マイ・ポータルによる開示の実施の方が、より国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。そのため、番号法では、他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても、番号法に基づく開示を重ねて認めることとしている。

条例第46条（法令等の規定による開示等）において、他の法令による開示の実施との調整に関し、行政機関及び独立行政法人等と同様の規定がある。

以上の番号法において他の法令による特定個人情報の開示の重複を認めることとする取扱いを踏まえ、条例においても特定個人情報について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めるよう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉 条例

（法令等の規定による開示等）

第46条 法令等（北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）を除く。）の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止を求めることができる場合には、その定めるところによる。

(2) 情報提供等記録の開示又は訂正に係る移送について

情報提供等記録の開示又は訂正決定に際し、他の機関への移送を認めないようにするのが適当である。

【説明】

開示又は訂正事案の移送について、行政機関個人情報保護法では、他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由が

あるときは、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる（行政機関個人情報保護法第21条、22条、33条、34条。独立行政法人等個人情報保護法第21条、22条、33条、34条も同趣旨）。

これに対し、番号法では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、前記と同様に移送を認めているが、情報提供等記録については、番号法第30条第1項では行政機関が保有する情報提供等記録に関して、同条第2項では総務省の保有する情報提供等記録に関して、同条第3項では独立行政法人等が保有する情報提供等記録に関して、同条第4項では民間事業者が保有する情報提供等記録に関し、それぞれ開示又は訂正に係る移送を行わない旨を定めている。なお、情報提供等記録に関し、4の(2)で見たように利用停止はそもそも認められていない。

このように情報提供等記録について移送を行わないのは、即時の開示を期待している開示請求者の利益を害すると考えられることや、当該記録に記録されているものが情報提供者から情報照会者へどのような事務のためにどのような情報が授受されたかといったものであり、番号法別表第2に明確に規定されており、情報提供等記録に関する非開示情報もあらかじめ類型的に定まるものであって、他の機関が開示決定等をする正当な理由が見いだせないためである。

条例上、個人情報に係る開示請求事案の移送は、第23条に規定されており、個人情報に係る訂正請求事案の移送は、第33条に規定されている。

以上の情報提供等記録の開示又は訂正に係る移送に関する番号法の取扱いを踏まえ、条例においても情報提供等記録の開示又は訂正決定に際し、他の機関への移送を認めないように規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

条例

（事案の移送）

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等（開示等の決定若しくは第21条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関はあらかじめ開示請求者の意見を聴く等開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

2～4 （略）

（事案の移送）

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第23条第4項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2～3 （略）

(3) 情報提供等記録の訂正に係る通知先について

情報提供等記録の訂正については、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、通知をするのが適当である。

【説明】

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法において、保有個人情報の訂正を

実施した場合、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知しなければならない（行政機関個人情報保護法第35条及び独立行政法人等個人情報保護法第35条）。

特定個人情報についても、行政機関の長等は、訂正を実施した際に必要があるときは、提供先に対し訂正を実施した旨の通知をしなければならないが、特定個人情報のうちの情報提供等記録については、他の機関より提供を受けるものではなく、どのような機関間でどのような特定個人情報の授受が行われたかが記録されるものであり、一般法をそのまま適用した場合、訂正の通知先が存在しないこととなる。しかし、情報提供等記録の訂正があった場合、情報照会者、情報提供者、情報提供ネットワークシステムの3カ所で記録・保管されるものであるから、この三者間で訂正について認識を共有しておかなければならないので、例えば番号法第30条第1項では、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、通知しなければならないものとしている。なお、番号法第30条第2項から第4項までにおいても同様である。

条例第34条において、個人情報の訂正をした場合の提供先への通知が規定されている。

以上の情報提供等記録の訂正に係る通知先に関し、番号法による行政機関等が行う通知を踏まえ、条例においても情報提供等記録の訂正については、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、通知をするよう規定の改正をするのが適当である。

〈参考〉

条例

（個人情報の提供先への通知）

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

〈参考〉

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

月 日	審 議 内 容
9月17日	・ 知事から審査会への諮問 ・ 第三部会へ付託
10月16日 (第三部会)	・ 審議（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う北海道個人情報保護条例の改正について） ・ 利用の制限について ・ 提供の制限について ・ 開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者について
11月19日 (第三部会)	・ 審議（同上） ・ 利用停止について ・ 開示に係る費用負担の減額・免除について ・ その他
12月17日 (第三部会)	・ 審議 ・ 答申素案について
1月16日 (全体会)	・ 審議 ・ 答申案について
1月27日	・ 答申

2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成26年9月30日現在（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
安藤 誠悟	弁 護 士	第一部会長
市毛 智子	弁 護 士	
尾崎 英雄	弁 護 士	会長
片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授	第二部会長
上机 美穂	札幌大学法学系准教授	
見野 彰信	弁 護 士	
嶋田 健	テレビ北海道専務取締役	
白井 芳明	株式会社HARP 常務取締役プロジェクト推進部長	
城下 裕二	北海道大学大学院法学研究科教授	副会長 第三部会長
高井 昌彰	北海道大学情報基盤センター センター長・教授	第四部会長
竹田 恒規	北星学園大学経済学部専任講師	
中村 敏子	北海学園大学法学部政治学科教授	
丸尾 正美	弁 護 士	